

藤沢市地域包括支援センター活動計画等

1.. 平成30年度 藤沢市地域包括支援センター事業報告	P 1～2
2.. 平成31年度 藤沢市地域包括支援センター重点業務	P 3～4
3.. 平成31年度 藤沢市地域包括支援センター基本的な活動方針	
・ 片瀬地域包括支援センター	P 5
・ 鶴沼南地域包括支援センター	P 6
・ 鶴沼東地域包括支援センター	P 7
・ 辻堂東地域包括支援センター	P 8
・ 辻堂西地域包括支援センター	P 9
・ 村岡地域包括支援センター	P 10
・ 藤沢東部地域包括支援センター	P 11
・ 藤沢西部地域包括支援センター	P 12
・ 明治地域包括支援センター	P 13
・ 善行地域包括支援センター	P 14
・ 湘南大庭地域包括支援センター	P 15
・ 六会地域包括支援センター	P 16
・ 湘南台地域包括支援センター	P 17
・ 遠藤地域包括支援センター	P 18
・ 長後地域包括支援センター	P 19
・ 御所見地域包括支援センター	P 20

平成30年度 藤沢市地域包括支援センター事業報告

1 重点的な取り組み

当該年度は、重点業務として次の4点を掲げ、各地域包括支援センターが活動方針及び計画を立案し、事業を実施した。

- (1) 地域ケア会議の実施
- (2) 地域における連携・協働体制づくり等の環境整備
- (3) 地域課題の把握内容の見える化の推進及び課題解決に向けた実践
- (4) 自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の適切な実施

地域ケア会議については、平成29年度に地域包括支援センターの代表等と市による実務担当者会議を立ち上げ、実施方法等の検討を重ね、公開型地域ケア会議や研修会等を踏まえて、13地区ごとに、医療・介護の専門職と連携し、自立支援型の個別事例検討を実施しました。

地域における連携、協働体制づくり等の環境整備については、これまでの民生委員やボランティアセンター、コミュニティソーシャルワーカー等との連携とともに、地域の医療機関や介護事業所、さらにタクシー会社や金融機関等へのアプローチを行い、地域包括ケアシステムの実現に向けたネットワークの充実のために継続した働きかけを行っています。

また、それぞれの地域包括支援センターでケアマネサロンや事例検討、協議体等での介護予防に関する講座の実施など、地域の団体と協働した活動も展開しています。

地域課題の見える化に向けて、相談内容の分析や地区内の要支援者や相談者の分布などを整理するとともに、地区内の資源や情報の整理、マップ等を作製し、居宅介護支援事業所や地域ケア会議で情報提供するとともに、協議体等で地域課題の共有と検討を実施しました。

藤沢市介護予防ケアマネジメント事業については、包括的・継続的ケアマネジメント業務として地区内の居宅介護支援事業所等を対象に、研修会やケアマネサロン等を実施するとともに、個別ケースの支援を実施しました。

2 今後の課題

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業において、今後はさらに、「したい」「できるようになりたい」という対象者本人の思いを支え、主体的に取り組める自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメントを実施することが重要です。具体的には、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業だけでなく、地域での社会参加などインフォーマルサービスの活用を含めた、目標志向型の介護予防サービス・支援計画書の作成を行うことが求められ、さらに地域内の社会資源の把握とともに不足する社会資

源の創出に向けた取り組みが重要となります。

また、包括的・継続的ケアマネジメント業務として、地区内の居宅介護支援事業者に上記内容の理解を図り、地域ケア会議等を通しての多職種連携により、自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメントの実践に向けたケアマネジメント力のボトムアップを継続して図っていきます。

地域における多職種のネットワークの構築は、地域包括ケアシステムの基盤となるものです。地域における民生委員等の支援機関、ボランティア団体、介護事業者、医療機関等は基より、地域住民や地域における多様な団体へのアプローチを図り、連携強化、ネットワークの構築を図ることで、地域での解決に結びつけるよう環境整備を実践していきます。

3 総評

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業においては、現状では自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメントの実践が不十分であり、各地区で実施している地域ケア会議等を通して、各専門職と連携を図りながら推進していく必要があります。

地域包括ケアシステムの推進に向けての取組みは、これまで構築してきた土台を活かし、さらなる連携体制の構築や、地域住民や団体とともに社会資源の共有や地域課題について検討を重ねることで、各地区の特性に合わせた地域包括ケアシステムの推進を目指します。

以上

2019年（平成31年）3月27日

平成31年度 藤沢市いきいきサポートセンター

（地域包括支援センター）重点業務

藤沢市地域包括ケアシステム推進室

平成31年度藤沢市包括的支援事業及び藤沢市介護予防ケアマネジメント事業の実施における重点業務については、次のとおりとする。

1 自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の適切な実施及び地域の社会資源の把握や事業創出への実践

※地域包括支援センター事業計画「介護予防ケアマネジメント」「総合相談支援（地域包括支援ネットワーク構築）」に対応

多角的な視点をもった適切なアセスメントのもと、対象者本人の「したい」「できるようになりたい」等の生活行為を考慮した支援目標を具体的に設定する。その達成に向け、対象者が主体的に取り組むような動機付けを行うことや保険給付や介護予防・生活支援サービス事業だけでなく、地域での社会参加や一般介護予防事業など多様な地域の社会資源の活用を含め、支援計画書に位置づけることを心掛け、対象者本人が地域で暮らせるよう自助・互助につながるようなケアマネジメントを実践する。そのため地域活動の中で、担当地区の社会資源を継続的に把握するとともに、不足する社会資源の事業創出に向けた取り組みにも努める。

2 地域ケア会議等を通した地域課題の把握及び地域課題の解決に向けた取組み

※地域包括支援センター事業計画「包括的・継続的ケアマネジメント」「介護予防ケアマネジメント」「総合相談支援（地域包括支援ネットワーク）」に対応

医療・介護の専門職や地域の支援者等の多職種協働により、上記1で示している個別ケースのケアマネジメント支援及び地域のネットワークの構築に向けた環境整備を行う。また、事業対象者・要支援者等の個別支援を通じて明らかになる地域課題（地域の社会資源、ケア提供者の質、利用者及び住民等の地域

課題) の抽出及び各地域包括支援センターが把握しているデータや地域特性、地域住民のニーズを汲み取り課題を明確化していくとともに、その地域課題を地域の支援団体と協働し、協議体等の地域に関連する諸会議において、解決に向けて検討していく。

3 地域における連携・協働体制づくり等の環境整備の強化

*地域包括支援センター事業計画「包括的・継続的ケアマネジメント」に対応

地域包括ケアシステムの考え方に基づいた、地域におけるネットワークの構築に努め、連携・協働体制づくりの強化を図る。

これまでの活動により、地域包括支援センターと各団体とのつながりは進んでいるが、地域における民生委員等の地域の支援機関、ボランティア団体、介護事業者、医療機関等の多様な主体間の横のつながりについても、今後、重要となり、さらなる連携強化が必要と考えられる。

地域における多様な主体間のネットワークの構築は地域包括ケアシステムの基盤となるものであり、地域包括支援センターを中心としたネットワークのみならず、地域包括支援センターを介さずとも、多様な主体間が連携を持ち、自己解決にも結びつくようなネットワークを構築できるよう、働きかけていくこと。そのための、お互いに顔の見える関係づくりや、協働で行う事業など、実践を伴う働きかけについて具体的な活動計画を作成する。

4 地域包括支援センター3専門職の専門性を強化した事業展開の実施

*地域包括支援センター事業計画「総合相談支援」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」「介護予防ケアマネジメント」に対応

地域包括支援センターの業務を効果的に実施するために、各専門職のスキルアップを図るとともに、各専門職とのチームアプローチによって地域に向けた事業展開に努める。

以上

平成31年度 基本的な活動方針

藤沢市片瀬地域包括支援センター

・片瀬地区在宅生活継続の推進

住み慣れた地域で可能な限り生活が継続できるよう、自助・互助・共助・公助を適切なコディネート及び片瀬地区たすけあいネットワークを活用により高齢者自身が主体的に取り組めるように支援する。また日頃から、健康意識を高めるために各団体などに出張講座の開催などを実施する。

・片瀬地区ネットワークの活用と推進

片瀬地区の各種団体、医療機関、金融機関、駅、不動産、商店、スーパーなどとの継続的に訪問を実施し情報交換の実施と地域の課題について把握していく。また地域の高齢者の状態変化の早期把握するために片瀬地区たすけあいネットワークの拡大を図る。

・片瀬地域ケア会議の実施

地域ケア会議を年3回実施。個別ケースを通じて医療・介護の専門職で検討し、高齢者の生活の質の向上を目指し、ケア提供者の質、利用者や地域住民の課題の抽出及び課題を明確にできるように取り組んでいく。

・権利擁護業務について

3職種による専門的アプローチにより成年後見の利用促進、消費者被害の未然防止及び早期把握、高齢者虐待について片瀬地区のネットワークを活用した早期把握による相談対応し行政機関に報告を行う。

・高齢者見守り支援の強化

片瀬地区たすけあいネットワークを活用し高齢者の状態変化の早期把握に努め地域力を活用し孤立化の防止に努める。また災害発生時は一人暮らしを中心に安否確認を実施する。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

鶴沼南 地域包括支援センター

鶴沼地区は市内でも最も人口が多い地区で、ともに高齢者人口、要介護・要支援認定者数も最も多い地区である。ただ、近所づきあいが希薄で、比較的戸建て敷地面積が広く何か異変があつても気づきにくい環境にある。そのため地域での孤立死防止や地域での「見守り」が課題となっている。

一方でサークルや地域活動が活発で有り、近所づきあいは少ないがこれら団体に所属している人も多い。ただ、団体同士の横のつながりは希薄である。

このような状況を踏まえ以下のポイントを念頭に置いて、安心して住み続けられる地域作り、地域内の自助力、互助力の向上、これらに必要となる地域におけるネットワークの構築、地域包括ケアシステムの構築を促進したいと考えている。

- ① 地域の多くの方が関わっていると思われるサークルや地域団体の活動の場に出向き活動内容の把握を行うとともに、包括の周知を行い、相談につなげていく。
- ② ①でアウトリーチをかけたサークルや地域活動について情報を集約し、介護予防ケアマネジメントの際に課題解決の方法の選択肢を増やすと同時に、どこにもつながっていない人がいれば地域とのつながりの促しを行っていく。
- ③ 地域ケア会議を通じてさらなる地域課題の抽出を図っていく。
- ④ 地域団体同志の横のつながりが持てる仕掛け作り・方法の検討、実践を行っていく。
- ⑤ すでに関係が出来ている地域の各団体とのつながりの維持、強化を図るためにも、地域の行事等への参加を継続していく。

地域からの相談は内容が多岐にわたり、かつ煩雑化している。複数の課題が混在していたり、関わりが長期化するものが多くなっている。これらに対応するためにも三専門職の専門性のスキルアップを図るとともに、連携を図り支援にあたっていきたい。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り、31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

鵠沼東 地域包括支援センター

全体活動方針

鵠沼地区の高齢者が尊厳を持って、安心して暮らしていくように包括的、継続的な支援を実施する。

中心活動

1. 適切なアセスメントを通して、利用者の自立支援に繋がるような支援目標を設定し、介護保険給付やその他の支援サービスだけではなく、地域活動などの社会資源の活用を含めて支援計画書の作成に取り組み、住み慣れた生活環境での生活が継続できるようケアマネジメントを実践する。
2. 地域ケア会議の実施(年3回)を通して、医療、介護の専門職や地域の支援者などの多職種協働により個別ケースのケアマネジメント支援及び地域のネットワークの構築に向けた環境整備を行っていく。
また、個別ケースを通して地域特性や地域住民のニーズなど地域課題を抽出し明確にし、地域の支援団体や協議体などに繋げていく事とする。
3. 地域で活動している支援団体や介護事業者、医療機関などと顔の見える関係づくりについて、主体性を持って、各団体との連携を図っていく。
4. 多種多様な相談に対する支援が引き続き継続できよう、各専門職におけるスキルアップ並びに協働を意識した業務の実践を図っていく。
5. 『グリーンルーム鵠沼』の活用を通して、住民参加型の居場所作りを地域住民とともに高齢者だけではなく、多世代交流の場として主体的な取り組みや実践の支援を行い、地域での社会参加の機会を設ける。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

藤沢市 辻堂東 地域包括支援センター

1 平成31年度活動テーマ

地域包括ケアシステム構築の中核機関として、「住み慣れたまちで健康でいつまでも暮らすことができる辻堂地区」「おたがいさま、ささえあいのまちづくり」を実現できるよう、地域包括支援センターと関わりのある民生委員児童委員等の地域の支援機関、ボランティアセンター、地域サロンや地域の縁側事業、医療機関、介護サービス事業所などとの連携強化に努めます。関係機関との連携のもと、地域のストレングスや課題の分析を継続し、不足する社会資源の事業創出に向けた取り組みを行います。また、地域包括ケアシステム構築をさらに進めるため、多様な主体間が連携を図ることができ、自己解決にも結びつけることができるようネットワークを構築できるよう働きかけします。

2 市民に向けての支援

辻堂東地域包括支援センターの周知広報活動に努め、地域の身近な相談窓口として高齢者やその家族、関係機関からの相談には親切丁寧に対応します。市民がいきいきと活躍することができ、おたがいさまのネットワークを生み出すことができるよう地域の特性に応じた取り組みを行います。

3 地域関係機関が連携し、高齢者を支えるしくみづくりに取り組みます。

- 1) 地域ケア会議を開催し、医療・介護の専門職や地域の支援者等の多職種協働により高齢者の個別支援を通じて地域課題を明確にします。
- 2) 地域ケア会議で出た地域課題と地域包括支援センターで把握しているデータや地域特性、地域課題を踏まえ、協議体等を通じて地域の支援団体と協議し、解決に向けて取り組みます。
- 3) 地域の商店や金融機関、郵便局、公共交通機関とのネットワークを構築します。
- 4) 地域のケアマネージャーが医療機関、CSW、民生委員児童委員などの関係機関、インフォーマルサービス機関と顔の見える関係づくりができるよう取り組みます。
- 5) 介護老人福祉施設、サービス付高齢者住宅、地域密着型施設、障がい関係機関との連携を図ります。
- 6) 災害時における地域との連携、高齢者の支援のあり方など関係機関との協議を行います。また、職員の災害に対する意識を高め、非常時に迅速かつ適切に行動することができるよう準備します。

4 高齢者の権利を守り、認知症になっても住みやすいまちづくりに取り組みます。

- 1) 地域の小中学校や関係団体に認知症サポーター養成講座開催の呼びかけを行い、認知症の普及啓発を図ります。
- 2) 認知症の普及啓発活動をしている団体(認知症カフェ・オレンジリング湘南等)と連携し、普及啓発を図ります。
- 3) 地域の権利擁護機関と連携し、地域住民向けの講演会(消費者被害の防止、遺言・相続・年金等)を開催します。
- 4) 警察からの地区内の詐欺被害に関する情報を地域住民や居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員児童委員協議会、自治会町内会等に周知し、詐欺被害の未然防止に努めます。
- 5) 金銭管理、生活困窮等の相談に対応するため、あんしんセンター、バックアップふじさわ等との連携を図ります。

5 相談機能の専門性を高め、自立支援・介護予防に資するケアマネジメントを実施します。

- 1) 複雑で多問題を抱える世帯の相談に対応できるよう県や市が主催する研修会への参加、部署内での定期的な事例検討会を通じてソーシャルワークのスキルアップを図ります。
- 2) 多角的な視点を持ったアセスメントのもと本人の主体性を考慮し、介護保険だけでなく、地域での社会参加や一般介護予防事業など地域社会資源の活用を含めた支援計画を作成します。また、「目標指向型ケアプラン作成」をテーマとした地域のケアマネジャー向けの研修会を行います。
- 3) 住み慣れたまち辻堂でいつまでも暮らすことができるよう健康(食・運動・社会参加)に関する情報提供を行います。

平成31年度 基本的な活動方針

藤沢市 辻堂西 地域包括支援センター

1. 2019年度活動テーマ

2018年度は「つながる」をテーマに様々な活動を実施してきました。医療保険や介護保険の制度改正なども「連携強化」「ネットワークの構築」がうたわれ辻堂西地域包括支援センターでも「辻堂の地域で暮らす」を支えるための事業を展開し、少しずつではありますが「辻堂地区の地域包括ケアシステム」の構築に向けて活動を行ってきました。

2019年度は「つながる」「つないでいく」を更にすすめていくネットワーク構築に重点をおいて地域資源のていねいな把握や活用、地域アセスメントの効果的な活用をすすめます。また、医療と介護の他職種連携はもとより、地域団体や生活に欠かせない金融機関・商店・交通機関との連携を強化し、それぞれの機関の橋渡し役もできるような取り組みを行い、顔の見える関係づくりを行っていきます。地域内にある高齢化率43%をこえる「団地」では高齢期の生活課題がそのまま「地域課題」となっていることが多いため、自治会や老人会、有志団体と協働して課題解決に取り組める体制をつくります。辻堂地区の特徴として「一人暮らし高齢者」が多く、消費者被害の報告が増えています。権利擁護の観点にも重点をおき、高齢者本人が「どのように暮らしたいのか、どう生きたいのか」を尊重した支援を可能にできるような「地域力」を高める取組みを行うとともに、その取り組みを進めていくことができる職員の専門性のスキルアップをはかりチームアプローチができる「実践力」をもって活動に取り組んでいきます。

2. 地域住民に向けての取組み

「“頼りになる”総合相談の窓口」として「地域包括支援センター」の周知活動に努め気軽に相談できるところ、心配なことが解決できるところ、であることを知っていただけるよう努めるとともに、住民の「自助」「互助」の取組みが進んでいく働きかけを行っていきます。

3. 地域の支援機関(CSWも含む)、ボランティア団体、医療機関、民間の各機関への働きかけ

辻堂地区的ネットワーク構築のための働きかけは、これまでと同様に継続して行っていますが、特に今まで関係性が弱かった「金融機関」や「商店」「交通機関」との「つながり」の強化を図り、高齢者の生活を支える体制づくりをしていきます。また、いわゆる「8050」問題の取組みのはじめとして地域内の「障がい福祉事業所」との連携をはかり、協働していくことのできる体制づくりをしていきます。

4. 災害時や非常時の在宅高齢者支援の取組み

ここ数年の間、異常気象という自然現象がすすみ河川の氾濫や豪雨による床下浸水の被害など報告されています。「地域包括支援センター」として防災関係の地域団体の方との連携をどのようにしていくのか、担当している高齢者の安全確保を地域住民の方に協力依頼していくにはどうしたらよいのかなど、関係機関と協議を進めています。

5. 「認知症」の理解をすすめ、「健康維持」を継続し「地域で暮らしていく」取組み

高齢期の課題に「認知症」「病気(虚弱)」「生活困窮」などが発生する確率が高くなります。「認知症」の正しい理解を地域住民にしていただくことや「健康」を維持するための「栄養摂取・運動・社会参加」をキーワードに「介護予防」「自立支援」のための様々な活動を行います。また、介護が必要になった高齢者の生活もケアマネジャーが地域資源を活用して地域で暮らすことを支えることができるよう、「地域アセスメント」の情報提供を行います。消費者被害を防ぎ、高齢期の金銭管理の課題に対する情報提供もしっかりと行っていきます。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り、31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

村岡 地域包括支援センター

1、自立支援・介護予防に質する介護予防ケアマネジメント推進

◎地域住民に対する活動

ささえあいセンター、地域の縁側事業所と連携し、地域住民向けの健康講座
介護予防講座等を開催、自分の健康に対して適切な知識や情報を得て、具体的
に行動し、健康・介護予防に対して自分で責任を持って管理する能力(セルフケア
マネジメント)を推進します。

◎介護支援専門員に対する活動

自立支援に質するケアマネジメントの実践能力の向上の為研修会を開催、
地域ケア会議を活用し生活上の課題を多面的にとらえ、専門職による医学的な
観点からの適切アセスメントにもとづき、自立支援を実践するためのケアが提供
される仕組みを推進します。

◎社会資源の把握

介護予防や健康増進の取り組みを実施している団体や活用できる社会資源を
調査、地域ケア会議を活用し地域の生活支援ニーズを把握し、地域アセスメント
を行います。

2、地域における連携・協働体制の強化

◎地域の相談支援事業所の拠点として

身近な地域の相談窓口として、公益性、地域性、協働性の視点を持ち、関係機関と
協働して介護・健康予防・権利擁護普及啓発等の事業を展開する事で、社会資源を
相互につなげていくネットワーク構築を目指します。

住み慣れた地域に暮らし続ける為に医療機関から在宅への退院支援に加え、
在宅から医療機関へ入院する際も継続的なフォローが行えるよう連携を図ります。

◎認知症や精神疾患に対する正しい知識と理解への普及啓発

清心会藤沢病院と協働し、地域住民向けに認知症や精神疾患に関する正しい知識
理解の為普及啓発活動を通じてだれもが安心して暮らせる地域を目指します。

3、適切な権利擁護対応の実施と権利擁護意識の地域への啓発

◎高齢者虐待に関する適切な対応

事業所内で高齢者虐待に関する職員研修を実施、藤沢市の対応プローに基づき
職員全員が高齢者虐待の早期発見し、解決までの適切な支援をPDCAサイクルに
もとづいておこなう事が出来る事を目指します。

◎成年後見制度の普及啓発

成年後見制度や消費者被害情報など、地域住民の権利を擁護するための
広報活動を引き続き積極的に行い、支援者間のネットワークを構築しながら、
住民一般の権利擁護に対する意識の向上を推進していきます。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返
31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な
活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

藤沢市藤沢東部 地域包括支援センター

- ①支援が必要なケースのなかには、自己肯定観や自尊感情が低下して、または一度相談したけど、継続的に関わっていないなどの理由から、SOSの発信ができない人が少なからずいる。そのことを常に念頭に置きながら、“今、困っていることをすぐに対応する”“徹底的にアウトリーを行いう”ことを基本に、あらゆる相談に迅速かつ丁寧に対応している。この基本対応を続けながら、さらに、単独(当包括支援センターだけで)で対応しきれないケースに関しては、各分野間の相談機関と連携を密にとり、対象者にとって、より適切な支援をしていきたい。一方で、地域の会合等への顔出し、瓦版の配布等を通して、地域包括支援センターのことを地域の住民、働く人に知ってもらい、社会的につながりの弱い人のSOSの発信力および周りの地域の方々、地域で勤務する方々のおせっかい力を高めたい。
- ②ケースの中には、障がい者のみの世帯、DV、子供の無就学、無就労等の課題が少なからず存在する。我々の中にも、他機関の専門職の中にも、まだまだ縦割りの対応意識が存在している。年齢や課題属性ごとの視点ではなく、福祉のニーズでアセスメント・対応ができるよう、ソーシャルワークの知識、技量を各職員で高めていきたい。また、地域の相談専門職とも、相談検討しながら、複合課題のあるケースに対し、支援体型の見直しを図っていきたい。
- ③社会全体に暴言(クレーム)、暴力、ハラスメントが増えており、福祉・介護分野でも例外ではない。当包括職員または、当包括の関わるヘルパーさんも過度な要求を主としてハラスメントを受け、心に傷を負って、休職退職に追い込まれている。実態を共有し、それらをいかに予見するか、何がきっかけになるのか、どのように対応するべきかを、関連機関および地域全体で考えられるようにしていきたい。
- ④入院している相談者やその家族は退院という局面に際し、これから的生活や介護に不安を覚え、転院や在宅など、どこを退院先にするかを決断に迫られ、結果的に利用者や家族は追い出され、された感を抱いたり不全感を抱くことがしばしばある。総合病院の退院に関わる専門職(特に医療ソーシャルワーカー)と、これまで以上に密に連携をとりながら、また勉強会等でお互いを知ることで、円滑で満足度の高い退院支援ネットワークの構築を目指したい。
- ⑤さらに権利擁護の普及啓発を行い、ケアマネジャー等各専門職の支援のなかで成年後見制度、家族信託などが選択肢となるよう、研修会もしくは事例検討会を開催する。
- ⑥高齢者虐待のフローが新しくなったので、その周知と高齢者虐待の事例検討を行い、さらに高齢者虐待対応マニュアルの策定を検討していく。
- ⑦地域のケアマネジャーと、よいパートナーシップを継続できるよう、共通の課題と一緒にかんがえられるような勉強会を開催したい(ケアマネサロン)。
- ⑧依頼があれば認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識の普及啓発を行い、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう支援を続ける。
- ⑨各専門職、地域住民がともに、自立した生活を目指せるように、自立支援とは何か、自立支援型地域ケア会議や協議体で一緒に考えていく。また、引き続き、体操などを行う地域の自主グループの発掘に努め、それらを周知していく。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り、31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

藤沢市藤沢西部

地域包括支援センター

1.自立支援・介護予防に資する介護予防マネジメント

対象者の「したい」「できるようになりたい」生活行為を達成するために、対象者が主体的な取組みが実践できるような動機付け及び継続できるよう支援を行う。担当地域(委託先)の居宅介護支援事業所に対しての支援については、主任介護支援専門員と協働していく。

また、地域における資源の把握及び不足している資源の創出などを行うことにより、社会参加の機会や地域における互助につながるよう支援していく。資源の把握・創出については、社会福祉士と協働してしていく。

2.地域ケア会議等を通した地域課題の把握及び地域課題の解決に向けた取組み

地域の特性を生かした住民主体の地域包括ケアシステムの構築を他職種協働で取り組めるよう、関係機関との連携強化及び地域住民への普及・啓発に努める。また、住み慣れた地域で暮らし続ける事ができるよう、地区別レベル地域ケア会議・協議体を通じ地域支援体制づくりに取り組む。介護支援専門員や関係機関等と情報共有を図り、地域課題の抽出を図る。介護支援専門員の資質やケアマネジメントの向上が図れるよう勉強会等を実施し後方支援をしていく。

3.地域における連携・協働体制づくり等の環境整備の強化

地域の民生委員、地区社協、老人会、自治連等の長の方々とはすでに顔の見える関係作りはできている。また、ボランティア団体、地域の縁側、通いの場、介護事業者、医療機関との連携もケアマネサロンや地区別懇談会でてきており、このパイプをさらに太くしていく事が更なるネットワークの構築につながるため、今後もそれぞれの会への参加やカンファレンス、情報交換等を継続的に行っていく。特に今年度は町内会への参加を3専門職と協働で行っていく。

さらに上記の機関がそれぞれ主体間同士で連携を持てるように、会議体としては昨年度協議体で行った各機関が参加した交流会をさらに参加機関を増やして行い、個別的には常に社会資源同士の連携を念頭に入れ、担当者会議等への参加を各団体や関係機関に促したり、情報提供等を通して直接包括が関わらずともお互いが連携できるよう働きかけていく。

4.地域包括支援センター3専門職の専門性を強化した事業展開の実施

定期的に法人が行う研修に参加し、福祉現場で必要とされる基礎的な知識や技術の再確認を行う。また、積極的に業務に必要な知識や技術の習得を目的とした専門職ごとの研修や外部研修に参加をし、各職種が学んだ内容を他の職員に伝達、共有する事に寄りセンター全体のスキルアップに努める。各専門職が互いに協力し、縁側事業、公園体操、老人会、サロン等の地域活動を行う。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

藤沢市明治地域包括支援センター

・全体

いつまでも安心して暮らせるまち、明治地区を目指して、支え合いが出来る地域づくりの体制を構築する。

・中心的活動

①対象者本人の生活行為を考慮した具体的な支援目標を設定する。その達成に向け、フォーマル・サービスだけでなく、インフォーマル・サービスを把握し、不足するものの創出に向け取り組んでいく。

②地域ケア会議で年3回行うと共に総合相談からも地域課題を抽出し、明確にしていく。地域の支援団体と協働し、解決に向けて検討していく。

③民生委員との顔の見える関係づくりを継続していき、ボランティア団体等とも関係づくりを行っていく。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り、31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

善行 地域包括支援センター

平成30年度は、多様な主体間と地域住民が連携を持ち、課題に対して地域で解決に結びつくネットワーク構築に向けた働きかけを基本的な活動として取り組んだ。

具体的な成果としては、協議体・郷土づくり推進会議・郷土づくり推進会議福祉部会での活動により新たな社会資源として善行団地に地域住民主体の集いの場「善行団地井戸端会議」ができるなど、多様な主体間で連携を図ることができた。

平成31年度の全体の活動方針としては、地域におけるネットワークの構築と連携・共同体制の強化とする。

中心的な活動としては、地域ケア会議、相談業務、ケアマネサロンなど、日々の業務を通し地域課題の抽出と明確化を図る。その地域課題を、地域の支援団体や多様な主体間と共有し課題解決に向けた取り組みを共同して行っていく。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

藤沢市 湘南大庭 地域包括支援センター

○地域包括支援センター業務全般

相談初期対応からアセスメント、ケアプラン等作成のスキルアップを形成し、多岐・多様に渡る相談に対応するためのプロセスの確立を図り、職員で共有できるようにする。包括内の対応を、3職種の特徴を生かした目で見直し、包括業務の質の向上を図る。

○総合相談および包括的・継続的ケアマネジメント業務

湘南大庭と小糸の地域に分けて、地域活動への積極的な訪問による情報収集を行い、社会資源やニーズの把握に努める。また、収集した情報をまとめ、関係機関に情報を提供できる体制を作ると共に、地域課題の抽出や不足している社会資源の把握につなげる。

○権利擁護業務

高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護について、地域住民がより理解できるための環境づくりのための啓発活動を継続する。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り、31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

六会 地域包括支援センター

<平成30年度の振り返り>

《重点課題》

- ・地域団体、住民への周知活動を各地域状況で分析して、情報の届かない地区を重点的に行う。
- ・社会資源の調査・相談内容分析の一環として、3年間継続して行なったアンケートの考察も含めた地区診断を行い、地域状況を把握する。
- ・権利擁護事業の普及活動への取り組みを継続的に実施していく。
- ・介護予防事業を進めるため、住民主体の活動支援が出来る体制づくりの構築を行う。
- ・小地域ケア会議は「六会地区ケア会議」(協議体)として名称が変わるが、引き続き継続して関わり、各地域団体や関係機関とのネットワーク構築へとつなげて行く。
- ・自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメントを継続的に行う。

《六会地区的地域特性の把握と地域課題の抽出》

- ・高齢化率は低いが、地区人口は多い。石川地区は若い世代多く、高齢者数は亀井野・西俣野に多い。
- ・介護保険認定率は藤沢市内で比較すると、要介護4・5の認定者数が平均値より高い。
- ・特別養護老人ホームが地区内にある影響があるか、申請するもののサービス利用していない認定者が多いか、その背景には家族との同居者が多く、同居家族に頼る生活様式、また介護予防活動への取り組みが弱いことが考えられる。

<基本方針>

「藤沢市地域包括支援センター基本方針」の目的・役割に則り、基本視点については下記の通り、遂行していきます。

- ①「公益性の視点」：当法人の基本指針及び行動指針を遵守し、運営の適正化については管理者とともに確認をしていきます。相談業務において外部の視点も取り入れ適正化を持ち更なる意識強化を図ります。
 - ②「地域性の視点」：六会市民センターとの適宜な情報共有、また地域ケア会議の開催や地域団体(民生委員・自治会など)への訪問により、関係性を築き、気軽に立ち寄るように相談受付体制作りに注力します。また、関係者に当地区の特性(概要)、パンフレットを渡すことで周知を行います。
 - ③「協調性の視点」：相談内容の確認、支援の方向性については、報告、協議、評価の実施に努めます。併せて各研修会に参加し、情報共有に努めます。事業所内の連携を強化します。
- ◎ 上記3点は、全事業共通テーマと位置付け「行動指針遵守」「地域との連携」「全職員による事業評価」については全事業において意識強化し実施致します。

<31年度の活動方針>

- 1.市役所各課、六会市民センター、CSW、バックアップふじさわ、ボランティアセンターむつあい、その他関係機関等と緊密な連携を図る。
- 2.包括支援事業及び介護予防事業を通じて、地域内連携を図る。
- 3.地域住民の生活支援の充実のため、「六会地区ケア会議」を各地域団体と連携して進める。
- 4.地域団体との連携、協働に努める。
- 5.六会地区的地域特性を把握する。
- 6.高齢者の実態把握、見守り体制の構築をし、民生委員との連携を強化する。
- 7.職員の資質向上に向け、次の取り組みを実施していく。
- 8.「高齢者のQOLの向上」を目指し、要支援者等の生活行為の課題解決や状態改善を導き自立を促すため、「地域ケア会議」を実施する。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

藤沢市湘南台 地域包括支援センター

○全体

地域包括ケアシステムの構築を念頭に、地域団体、医療機関、介護事業者などの関係機関とのネットワークの構築に勤め、連携、協働体制を強化していく。また、商業施設や金融機関などインフォーマルな社会資源とのネットワークの構築に努め、地域課題の把握や地域の支え合いの体制作りを推進する。

- ・高齢者の自立支援・予防介護に資するケアマネジメントの適切な実施する。個別の支援を通じて、地域課題や地域特性を把握していく。
- ・他職種連携による個別ケースのケアマネジメント支援及び地域のネットワークの構築、地域住民のニーズ把握ため、地域ケア会議を実施する。

○中心的活動

1、自治会、民児協、老人会、地区社協、など地域団体の会合に参加する。また、高齢者の集まる商業施設、金融機関に出向き、地域課題の把握や顔の見える関係づくりを構築していく。

2、地域の支え合いのしくみの一つである健康公園体操に定期的に参加し、地域包括支援センターの役割周知や情報収集などを行うとともに、自主的な支え合いのきっかけの場とできるよう、側面的支援を行う。新たな公園体操の拠点を作りを支援し、湘南台地区全体の地域の支え合い体制の充実を図る。

3、今年度は地域における多様な主体間とのネットワークの構築ができるようはたらきかけを行っていく。また、地域包括支援センターを介さずとも、多様な主体間が自主的な連携、協働ができるよう支援する。

4、実施する地域ケア会議については藤沢市地域包括ケアシステム推進室や他の関係機関等と連携を密にし、滞りなく実施できるよう企画、運営していく。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り、31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

藤沢市 遠藤 地域包括支援センター

○地域包括支援センター業務全般

相談初期対応からアセスメント、ケアプラン等作成のスキルアップを形成し、多岐・多様に渡る相談に対応するためのプロセスの確立を図り、職員で共有できるようにする。包括内の対応を、3職種の特徴を生かした目で見直し、包括業務の質の向上を図る。

○総合相談および包括的・継続的ケアマネジメント業務

今まで収集してきた遠藤地域の情報を取りまとめ、関係機関に情報を提供できる体制を作ると共に、地域課題の抽出や不足している社会資源の把握につなげる。また、遠藤地域の特性に即した方法で活動に参加し、更なる社会資源やニーズの把握に努める。

○権利擁護業務

高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護について、地域住民がより理解できるための環境づくりのための啓発活動を継続する。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り、31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

1. 地域の課題を把握して、相談の入りやすい体制を構築する。

- 高齢者人口の増加に伴い、関係団体と連携しながら相談体制の充実を図る
- 地域のつながりを強化するため、自主活動の団体の立ち上げを検討する
- 地域ケア会議での自立支援に向けた検討から、地域の課題を把握する
- 公園体操等を活用し、新たな社会資源の発掘と地域に向けて発信をする。

2. 高齢者を支える側のネットワークを広げ、連携を強化する

- 成年後見制度や家族信託の制度の理解ができるよう研修会を開催する。
- 高齢者に関わる人達の連携が強化できるよう、医療と地域や関係団体同士が相談しやすい体制を作る。

3. 高齢者が主体的に介護予防に取り組めるように支援する。

- 高齢者が地域に关心を持ち、又自分の介護予防活動に取り組めるような方法を検討していく。
- 地域での社会参加や互助の意識が持てるよう、自立支援型のケアプランの立案の作成ができるようになる。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返
31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

平成31年度 基本的な活動方針

御所見 地域包括支援センター

I 自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメントの適切な実施及び地域の社会資源の把握や事業創出への実践

高齢者の自立を目指し、対象者本人の適切なアセスメントを実施するため、包括が中心となって地域のケアマネジャと共にスキルアップに向けた研修等への取組みを行ないます。また地域資源(通いの場・縁側事業)との協働により、事業の活性化を図り、地域からの要請に(古里住宅、菖蒲沢団地等)応じながら、数多く予防事業を開催することで高齢者の活動の場が広がるよう取り組みます。不足する社会資源の事業創出に向けては、昨年度実施したアンケート調査や地域資源調査の結果を踏まえながら、市内外の先進事例から具体化のための手法・制度等の情報を収集検討します。

II 地域ケア会議等を通した地域課題の把握及び地域課題の解決に向けた取り組み

地域ケア会議においては、ケア提供者の連携強化と質の向上を目指し、支援者が対象者の自立支援をどのように捉え、先の目標達成をどう考えているのかを再認識していただき、多職種・専門家からのアドバイスを受け、より良い支援となるよう実施します。またケア会議から見えた地域課題について、協議体等に提案し、共有を図っていきます。

III 地域における連携・協働体制づくり等の環境整備の強化

地域におけるネットワークを深める為、拡大ケアマネサロン(ケアマネ、地域の医療福祉関係者、民生委員)及び北部介護医療連携勉強会(他機関との協力で開催)を実施します(年2回ずつ)。また、認知症対策について、市の支援・協力も仰ぎながら、学校、地域内にある民間事業所等も含めた普及啓発を進めるとともに、防災やまちづくりなどの関係団体との連携も図り、地域の高齢者の見守りの充実に努めています。

IV 地域包括支援センター3専門職の専門性を強化した事業展開の実施

業務を効果的に実施するため、月1回の職員ミーティングにより、職員間の共有を図ります。さらに、月1回のケアプラン点検については、専門職それぞれの持つ力をフルに發揮し、地域活動に繋げていく、又個々のケースについてのプラン点検に加え、今年度から、介護予防支援サービス評価票についても点検を行ない適切なケアプラン作成にあたります。

※平成30年度の自己評価・市評価及び平成30年度の事業報告を基に、30年度の活動を振り返り、31年度の重点業務をふまえた上で、地域包括支援センター全体の活動方針、中心的な活動について記載してください。

